

奨学金返済支援規定の制定

北見労働基準監督署長 殿

令和 6 年 3 月 12 日

今般、別添のとおり当社の奨学金返済支援規定を制定しましたから、従業員代表の意見書を添付のうえお届けします。

事業の所在地 北海道紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地

事業の名称 株式会社 管野組

使用者職氏名 代表取締役社長 管野 浩太郎



届出の有無 有 ・ 無

名称変更の有無 有 ・ 無

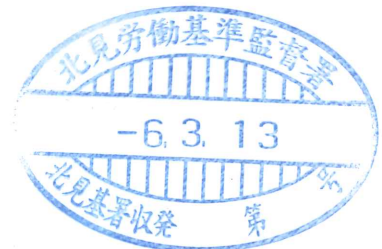
所在地変更の有無 有 ・ 無



奨学金返済支援規程

株式会社  管野組

令和6年4月1日 施行



奨学金返済支援規程

(目 的)

第1条 この規定は、会社が社員の奨学金返済の支援をすることにより、社員がより業務に集中できる環境を整えるとともに、その生活を充実させることを目的とする。

(適用対象者)

第2条 本規定の適用対象となるのは、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)、の卒業者であり、当社の正社員(中途入社含む)で、奨学金の返済を行っている者とする。

ただし、入社2年目以降の社員に対しては、本規定は適用しない。

(対象奨学金の種類)

第3条 日本学生支援機構の貸与型奨学金(第一種・第二種)の返済義務を有し、代理返還を希望する者

2. 地方公共団体の奨学金の返済義務を有し、代理返還可能な奨学金で会社が認めるもの
3. その他奨学金で会社が認めるもの

(第3条第1項・2項に該当する対象奨学金)

第4条 第3条第1項・2項に該当する適用者について、会社は次の奨学金を支給する。
奨学金手当 1人 月額 1万円(上限)年間最大12万円を5年間代理返還する。
ただし、月額返済額がこれ以下の場合、返済金額の実費を代理返還する。

(第3条第3項に該当する対象奨学金)

第5条 第3条第3項に該当する適用者について、会社は次の奨学金を支給する。
奨学金手当 1人 支給額 30万円(上限)
支給時期 勤続年数が3年になった時点で、奨学金15万円を支給する
勤続年数が5年になった時点で、奨学金15万円を支給する

(支援期間)

第6条 第4条の奨学金手当は、入社後5年間とする(新卒・中途採用を問わない)。なお、支援期間中に次の期間があった場合は、この期間は含まずに5年間を算定する。

- ・日本学生支援機構の奨学金の場合、新卒者の返還は貸与終了から6ヶ月間は、「据置期間」の為、6ヶ月後から代理返還開始
- ・産前産後休業・育児休業期間
- ・介護休業期間
- ・就業規則に定められた休業期間
- ・その他会社が認めた期間

(申請手続)

第7条 奨学金返済支援手当の支給を希望する者は、会社指定の書式に、奨学金返済が証明できる書類を添付して、総務部まで提出しなければならない。

- ・奨学金等の借入総額及び返済計画がわかる書類
- ・奨学金等の借入残高がわかる書類

(報告義務)

第8条 奨学金手当の支給を受けているものは原則として毎年4月に奨学金を返済中であることの証明書を総務部まで提出しなければならない。また奨学金の返済が終了した場合は遅滞なくその事実を総務部まで報告しなければならない。

また、返済計画等の変更があった場合には、速やかに会社に報告しなければならない。

(代理返還の解除)

第9条 奨学金の適用者が退職した場合、退職日の月で奨学金の代理返還を解除する。

(奨学金手当の返還)

第10条 本手当を不正に受給した場合は、その全額の返還を命ずるとともに、就業規則に定める懲戒の対象とする。

(附則)

本規定は、令和6年4月1日より実施する。